

京都市市民防災センターの指定管理者の募集について

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に基づき、京都市市民防災センターの指定管理者を、以下のとおり公募します。

平成17年7月15日

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

1 募集対象施設

京都市市民防災センター

2 募集内容

「京都市市民防災センターの指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおりに

3 募集期間

平成17年8月8日から平成17年8月15日まで

4 申請方法

募集要項に基づき、指定管理者指定申請書及び添付書類等を提出していただきます。

5 問い合わせ先

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

京都市消防局安全救急部市民安全課

電話番号 075-212-6692

(消防局安全救急部市民安全課)

京都市市民防災センターの指定管理者募集要項

京都市においては、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るため、京都市市民防災センターを設置しています。京都市市民防災センターでは、広く市民の皆さんを対象に火災や地震をはじめとした災害の疑似体験を通して、災害時に不可欠な防災知識や技術を学習していただくとともに、地域における防災活動の推進者である自主防災組織の方々や事業所の自衛消防隊など、防災関係分野に携わっているの方々にも、より専門的な防災技術の習得を目的とした研修や訓練を実施していただくことができます。

この施設の管理に関して、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

1 応募の資格

応募の資格は、次に掲げる条件に該当する事業者とします。

- (1) 団体又はその代表者が同種又は類似の施設を管理した実績を有する者であること。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者であること。
- (3) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していない者であること。

ア 法人税又は所得税

イ 消費税

ウ 法人住民税及び固定資産税

エ 水道料金及び下水道使用料

- (4) 次に掲げる要件に該当しない者であること。

ア 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者

イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

ウ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

エ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者

オ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員であることのほか、指定管理者としてふさわしくない者

2 施設及び業務の概要

(1) 施設

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| ア | 名 称 | 京都市市民防災センター |
| イ | 所 在 地 | 京都市南区西九条菅田町7番地 |
| ウ | 開設年月日 | 平成7年9月1日 |
| エ | 建物の構造等 | |
| | ・ 建築構造 | 鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建て |
| | ・ 敷地面積 | 約1,802平方メートル |
| | ・ 建築面積 | 約799平方メートル |
| | ・ 延床面積 | 約3,551平方メートル |

オ 主な施設内容

- 1階 オリエンテーションステージ, 地震体験室, 強風体験室, 映像体験室
- 2階 消火訓練室, 避難体験室, 通報訓練コーナー, 暮らしの安全コーナー, 総合訓練室
- 3階 防災バーチャルコーナー (3D・京都大地震, 3Dサウンド・土砂災害の恐怖等)
救急処置訓練室, 視聴覚室, 回転翼航空機の展示コーナー, なんでも消防情報館
- 4階 講習室, 事務室
- 地下1階 事務室, 倉庫
- その他 駐車場 (乗用車11台, 大型バス2台)

(2) 設置目的

ア 設置根拠

京都市市民防災センター条例

イ 設置目的

市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るための施設として設置しており, 市民の皆さんに災害の映像や疑似体験を通して, 防災に対する知識や技術を学び, 火災や地震などの災害時における防災行動力の向上を図っていただくことを目的としています。

(3) 開館時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 休館日

ア 月曜日。ただし, 次に掲げる日を除きます。

(ア) 1月17日及び9月1日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (以下「休日」といいます。)

イ 月曜日がア(イ)に当たるときは, その日後最初に到来する休日でない日 (毎月の第2火曜日に当たるときは, その翌日)

ウ 毎月の第2火曜日 (当該火曜日が休日に当たる場合を除く。)

エ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(5) 入館者数

ア 平成7年9月に開館以来, 平成17年6月末までに延べ776, 525名 (個人477, 309人, 団体299, 216人, 一日平均275人, 開館日数2, 819日) の入館者がありました。

イ 平成16年度の入館者実績は, 91, 305人 (個人59, 108人, 団体32, 197人, 一日平均317人, 開館日数288日) でした。

(6) 実施している業務の内容

ア 防災体験を通じた知識や技術の習得

次のコーナーで, 災害の映像や疑似体験を通して, 市民の皆さんに防災に対する知識や技術を学んでいただくための指導を行っています。

(各種防災体験コーナー)

映像体験室, 強風体験室, 地震体験室, 避難体験室, 消火訓練室, 通報訓練コーナー, 暮らしの安全コーナー, 救急処置訓練室, 総合訓練室, 防災バーチャルコーナー (3D・京都大地震, 3Dサウンド・土砂災害の恐怖等), なんでも消防情報館

イ 防火防災に係る各種イベントの開催

防災週間, 救急医療週間, 防災とボランティア週間並びに学校の夏休み, 冬休み及び春休み期

間中に、期間を設定して、防火防災思想の普及を図るための各種イベントを開催しています。

ウ 防災講演会等の開催

地震や台風をはじめとする自然災害に関する内容をテーマとして講演会等を開催し、市民の防災意識の高揚を図っています。

エ 防火防災に係る各種講習会の実施

京都市市民防災センター（以下「防災センター」といいます。）において、次の防火管理に関する講習会（年間延べ59回、96日）、応急手当に関する講習会（年間延べ82回、81日）等を開催しています。

防火管理講習（甲種及び乙種）、防災センター要員講習（本講習及び再講習）、普通救命講習、上級救命講習等

オ 防災教養誌、防災関係図書の発行及び販売

市民、事業所、消防職・団員向けに、防災教養誌、防災関係図書の発行及び販売を行っています。

カ 防災用品等の普及啓発及び斡旋販売の実施

自主防災会等に非常持出品の紹介ビラを配布して防災用品等の備えの必要性を訴えるとともに、来館者に斡旋販売を行っています。

キ 防火防災ビデオ等の貸出しの実施

市民、事業所、各種団体等に対し、防火防災ビデオ等の貸出しを行っています。

ク 来館者や市民に対する広報及び広聴の実施

(7) 自主防災会、学校、事業所等に対する回覧ビラによる来館勧奨を行っています。

(イ) ホームページを通じた防災情報の提供とEメールによる広聴を行っています。

(ウ) 来館者、市民向け防火防災に係る広報媒体の作成及び配布を行っています。

(7) その他

施設及び事業の概要については、防災センターのホームページも参照してください。

http://web.kyoto-inet.or.jp/org/bousai_s/

3 指定管理者が行う業務

(1) 防災センターの管理運営に関する業務

ア 防災体験を通じた知識や技術の習得に関する業務

各種体験コーナーにおける主な指導内容は、次のとおりです。

(7) 映像体験室

ハイビジョン映像システムにより、京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさを紹介し、災害に対する備えの必要性について指導していただきます。

(イ) 強風体験室

風速30メートルの強風発生装置により、強風下における行動の困難性を体験させ、風速による被害の状況や、台風に対する備えの必要性を指導していただきます。

(ウ) 地震体験室

震度4から7までの横揺れの体験を通して、日ごろの備え、地震発生時の初動対応、家具転倒防止措置、非常持出品の準備等の必要性を指導していただきます。

(イ) 避難体験室

ホテル火災をリアルに再現し、普段経験できない煙の中の避難行動等の体験を通して、非常

- 口、誘導等の説明、煙の性質と人体への影響、避難要領を指導していただきます。
- (オ) 消火訓練室
モニターに模擬火災を映写して、訓練用消火器や屋内消火栓で消火方法を体験させ、消火器の構造、対応する火災種別、消火要領を指導していただきます。
- (カ) 通報訓練コーナー
消防指令センターのモニターを見ながら、119番通報の疑似体験を通して、的確な通報要領を指導していただきます。
- (キ) 暮らしの安全コーナー
装具を装着して、妊婦や高齢者の動き等を体験させ、家庭内に潜んでいる危険性を指導していただきます。
- (ク) 救急処置訓練室
救急訓練人形を使用して、心肺蘇生法をはじめとする応急手当の要領を指導していただきます。
- (ケ) 総合訓練室
物品販売店舗、ホテルなど様々に設定できる模擬建物内で、事業所従業員等に対する火災発生時の一連の行動手順について指導していただきます。
- (コ) 防災バーチャルコーナー（3D・京都大地震）
3次元コンピュータグラフィックス映像と振動装置による京都大地震の体験を通して、地震に対する備えの重要性を指導していただきます。
- (サ) 防災バーチャルコーナー（3Dサウンド・土砂災害の恐怖）
最新の立体音響技術をメインに、風や光などの特殊効果、振動装置などを駆使した土砂災害の疑似体験を通して、早期避難の重要性等を指導していただきます。
- イ 防火防災に係る各種イベントの開催に関する業務
防災週間、救急医療週間、防災とボランティア週間並びに学校の夏休み、冬休み及び春休み期間中等に、防火防災思想の普及を図るための各種イベントを開催していただきます。
- ウ 防災講演会等の開催に関する業務
地震や台風をはじめとする自然災害に関する内容をテーマとして講演会等を開催していただきます。
- エ 防火防災に係る各種講習会の開催に伴う実施機関との事業調整及び会場設営等に関する業務
次に掲げる講習会について、各種講習を行う実施機関との事業調整及び会場設営等を行っていただきます。
- ・ 防火管理講習（甲種）、防火管理講習（乙種）、防火管理講習（再講習）
 - ・ 防災センター要員講習（本講習）、防災センター要員講習（再講習）
 - ・ 防火管理業務受託法人等教育担当者講習
 - ・ 防火対象物点検資格者講習
 - ・ 普通救命講習
 - ・ 上級救命講習
 - ・ 応急手当普及員講習（本講習）、応急手当普及員講習（再講習）
 - ・ その他消防局が別途指示する講習会
- オ 広報及び広聴に関する業務
防災センターの利用促進を図るため、定期又は随時に、次に掲げる必要な広報媒体の作成及び

配布等を行い、防災センターの周知及びイベント情報の提供を積極的に行っていただきます。

(7) 施設案内パンフレット、イベント情報のポスター及びビラの作成配布

施設案内パンフレットを作成し、配布していただきます。また、各種イベント実施時には、ポスター、ビラ等を作成し、参加勧奨をしていただきます。

(i) 広報媒体による防火防災情報の提供

来館者、市民向け防火防災に係る広報媒体を作成し、配布していただきます。

(ii) 防災センターの周知及び市民の来館勧奨

報道機関等への情報提供や情報誌への投稿等を通して、防災センターについての周知を図るとともに、市民の皆さんに来館のための勧奨を行っていただきます。

(E) ホームページによる防火防災情報の提供及びEメールによる広聴

ホームページを通じて最新の防火防災情報や各種講習会の情報を提供するとともに、Eメールによる広聴活動を行っていただきます。

カ 防災用品の普及啓発及び斡旋販売に関する業務

防災用品の備えの必要性について普及啓発を図るとともに、防災用品の斡旋販売を行っていただきます。

キ 防火防災ビデオ等の整備及び貸出しに関する業務

市民や各種団体等に、防火防災や応急手当に関するビデオ等の貸出しを行っていただきます。また、新たなビデオ等を購入し、内容を充実していただきます。

(2) 施設等の利用に関する業務

ア 来館予約の受付及び必要な調整

10名以上の団体については、予約の受付をしていただきます。申込団体の希望する体験プログラム、人数、滞在時間を確認し、他の団体予約の状況を考慮して、来館当日のプログラムを作成していただきます。また、利用申込みの受付と利用承認に係る事務を行っていただきます。

イ 団体予約での来館者

オリエンテーションステージで防災センターの施設案内、体験順序、その他留意事項について説明するなど、利用者が効率よく体験できるよう施設の案内をしていただきます。

ウ 団体予約以外の一般来館者

受付で防災センターの体験施設に係る案内ビラを配布し、空いている体験施設から案内するなど、利用者が効率よく体験できるよう施設の案内をしていただきます。

(3) 防災センターの施設、附属設備及びその他の物品の維持管理に関する業務

ア 防災センターの建物、各種体験コーナー、附属設備及びその他の物品を良好に使用できる環境を維持するため、必要な保守等を行うとともに、不具合が発生した場合は、速やかにその機能を回復させるための措置を講じていただきます。

イ 維持管理のため保守点検等が必要な業務は、次のとおりです。

環境衛生管理、昇降機保守、一般廃棄物処理、自家用電気工作物の保守管理、空調衛生設備保守管理、消防用設備等保守管理、樹木維持管理、映像体験装置保守、展示施設保守管理、入館者管理システム保守、清掃、自動扉開閉装置保守、講習室AV保守、防災バーチャル機器保守、なんでも消防情報館保守、足拭きマット賃借、装飾用植木賃借等

(4) 事業計画書等の作成に関する業務

ア 出納簿の作成

イ 事業計画書の作成

毎年度、事業計画書を作成し、その素案を前年9月に、最終案を前年12月に提出していただきます。

ウ 事業報告書の作成

(7) 毎年度終了後60日以内に、防災センターの管理運営業務に関し次の事項を記載した事業報告書を提出していただきます。

- ・ 事業の実施状況及び利用状況
- ・ 経費の収支決算
- ・ 指定管理者による管理運営業務の自己評価
- ・ その他本市が必要と認める事項

(イ) 防災センターの管理運営業務に関し次の事項についての報告を本市が指定する期間ごとに行っていただきます。

- ・ 各種事業の参加実績（毎月）
- ・ 経費の執行状況（四半期ごと）
- ・ その他管理運営の状況を把握するために必要な事項（随時）

4 施設の運営に係る基本的事項

(1) 組織及び人員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあった適正な人数の職員を配置していただきます。

ア 配置する職員の区分及び従事内容

区 分	従 事 内 容
管理運営に従事する職員	館内全般の管理運営業務を統括し、職員の管理監督に従事します。また、防火防災の普及啓発等に係る事業を企画立案し、事業推進に従事します。
防火防災の普及啓発等に従事する職員	消火訓練指導、救急処置指導、避難体験指導及び総合訓練室における訓練指導、くらしの安全コーナー等、その他市民への防火防災の普及啓発等に従事します。
市民応対及び各種防災体験コーナーの案内等の指導補助に従事する職員	来館者の応対、誘導及び各体験施設の指導補助に従事します。

イ 「管理運営に従事する職員」及び「防火防災の普及啓発等に従事する職員」は専任とし、他の施設と兼務しないこととします。

ウ 「管理運営に従事する職員」及び「防火防災の普及啓発等に従事する職員」は、防火防災に関する実務経験を有する者又は同等以上の知識及び技術を有する者を確保していただきます。

エ 経理事務担当者として、日本商工会議所簿記2級以上の資格を有している者を1名以上確保していただきます。

オ 英語検定準2級以上の資格を有する者又は同等以上の英語能力を有し、英会話による市民指導が可能である者を常時1名以上確保していただきます。

カ 手話による簡単な日常会話ができる者を常時1名以上確保していただきます。

(2) 料金設定

入館料は、無料です。

(3) 管理経費

指定管理者が行う業務に係る経費は、本市が支払います。

ア 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、四半期ごとに支払います。

イ 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。また、防災センターと併せて他の「公の施設」の指定管理者の指定を受ける場合は、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理してください。

(4) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日については、本要項2の(3)及び(4)のとおりとします。ただし、開館時間及び休館日について、本市が必要と認める場合は変更することがあります。また、指定管理者が各種イベント等の開催に伴い、開館時間及び休館日を変更する場合は、本市と協議のうえ行ってください。

(5) 防災センターの運営に係る留意事項

ア 物品の管理

指定管理者は、防災センターの管理運営に関し、本市が貸与する市有物品及び市有外物品（リース契約による事務機器等）について、本市が示す台帳及び管理帳票等を備え、善良な管理者の注意をもって管理してください。

イ 文書の保存

指定管理者は、防災センターの管理運営業務に関して作成し、又は取得した書類、帳簿その他の文書を区分ごとに整理し、完結した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとしてします。

ウ 調査、監査及び検査

本市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。また、地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査委員による監査、同法第252条の37第4項の規定に基づく包括外部監査人による監査、同法施行令第158条第4項の規定に基づく収入役による検査を行うことがあります。

エ 秘密保持義務

指定管理者の役員及び職員は、防災センターの管理運営業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。また、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後においても同様とします。

オ 個人情報保護

指定管理者は、防災センターの利用者等に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じるものとしてします。

カ 情報公開

指定管理者は、防災センターの管理運営業務に関し保有する情報の公開について、必要な措置

を講じるものとしします。

キ 業務の再委託

管理運営業務の全部又は主たる部分を包括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合は、この限りではありません。

ク 備品の貸与

施設の運営に必要と認める備品については、本市が無償で貸与します。

ケ 施設の修繕

施設全体又は各種体験施設に係る大規模改修については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合を除き、本市の負担を基本としますが、その他の修繕（施設の劣化した部分及び部材又は低下した性能、機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とします。

コ リスクの負担区分

防災センターの管理運営に際し予測されるリスクに関する本市と指定管理者との負担区分は、次の表に掲げるとおりとし、協定書を締結する段階で双方協議のうえ詳細を定めるものとしします。

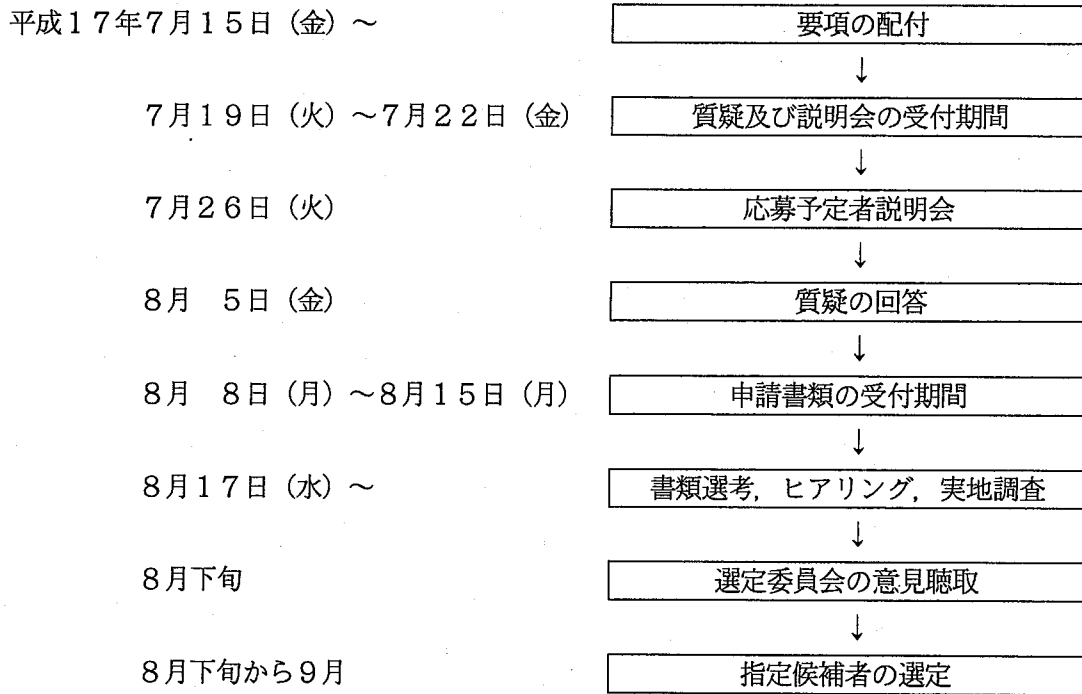
リスクの種類内容	内 容	負担区分	
		本市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
経費の増大	本市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	物価上昇その他本市以外の要因によるもの		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止又は延期	(その都度協議)	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	本市の都合によるもの	○	
第三者への損害	業務の執行に伴うもの	○	○ (注)
	施設及び設備等の瑕疵によるもの	○	
施設及び設備等の修繕	経年劣化、構造上の瑕疵等による大規模修繕	○	
	指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの		○
	上記以外のもの	(その都度協議)	
苦情への対応	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外のもの	○	

(注) 本市が負担した場合において、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、本市は指定管理者に求償することができます。

5 指定期間

今回の指定期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

6 選定の手順



※ヒアリング及び実地調査は、必要に応じて行います。

7 申請手続

(1) 申請方法

ア 提出書類

(7) 指定管理者指定申請書(第1号様式)

(イ) 添付書類「申請書添付書類一覧」(別紙1)のとおり

(ウ) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

イ 申請書類の受付期間等

(7) 平成17年8月8日(月)から8月15日(月)まで
受付は、午前9時から午後5時まで(土日は除く。)

(イ) 提出書類一式を受付場所まで持参してください。

なお、書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話連絡のうえ、来庁してください。

ウ 受付場所

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

京都市消防局安全救急部市民安全課

電話 075-212-6692(直通)

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑者の資格

本要項中「1 応募の資格」を満たし、指定管理者指定申請書及び誓約書を提出した者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書で持参してください。 ※指定管理者指定申請書及び誓約書を同時に提出してください。	受付期間 平成17年7月19日(火)から7月22日(金)まで 受付は、午前9時から午後5時まで
	受付場所 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2 京都市消防局安全救急部市民安全課

ウ 回答

- (7) 質疑回答書は、平成17年8月5日(金)までに、応募者全員に送付します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をあらかじめ連絡します。
- (イ) 質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。
 なお、質疑回答書は、上記受付場所において配付するほか、質疑者の資格を満たす者に対しては、希望があれば電子メールで送信します。

(3) 説明会の開催

ア 参加者の資格

本要項中「1 応募の資格」を満たし、指定管理者指定申請書及び誓約書を提出した者とします。

イ 説明会の開催日時

平成17年7月26日(火) 午後2時から

ウ 開催場所

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2
 京都市消防局本部庁舎

エ 申込手続等

(7) 受付期間

平成17年7月19日(火)から7月22日(金)まで
 受付は、午前9時から午後5時まで

- (イ) 説明会への参加を希望される場合は、京都市消防局安全救急部市民安全課に来訪のうえ、申し込んでください。
- (ウ) 指定管理者指定申請書及び誓約書を同時に提出してください。

オ 参加人数

参加人数は、1団体2名までとします。

(4) 申請書類の取扱い

ア 内容の変更

受付期間後は、既に提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 書類の返却

申請書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

ウ 著作権の帰属

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定候補者(公募により指定管理者の候

補となる団体をいいます。以下同じ。)の選定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 虚偽の記載

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(5) 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

(6) ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、申請書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施します。

(7) 申請者が運営する施設の実地調査

本市が必要と認める場合は、申請者が運営する施設の実地調査を行います。

(8) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

(9) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(10) 留意事項

申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

8 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

本市が設置する選定委員会の意見を聴取したうえ、市長が決定します。

(2) 選定基準

指定候補者の選定に当たっては、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項に規定する次の選定基準に照らして、申請団体の審査を行います。

ア 施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

イ 施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができること。

ウ 施設の管理運営を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有すること。

なお、具体的な審査項目については、「京都市市民防災センター指定管理者の選定に係る審査項目及び評価の視点」(別紙2)に基づき、これを点数化し、総合的に評価して、指定候補者を選定します。

(3) 審査結果

指定候補者の選定は、平成17年8月下旬から9月の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。

(4) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、申請の概況(経過、申請者名等)、審査内容の概要について公表します。

(5) 協定書の締結

指定候補者を選定した後に、本市と指定候補者とは、京都市市民防災センターの管理運営に関する仮協定書(業務仕様書を含む。)を取り交わすものとします。また、正式な協定書の締結は、市会において指定管理者の指定の議決及び委託料に係る予算の議決があった後とします。

(6) 市会の議決及び指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市会に指定候補者を指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定管理者を指定します。ただし、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者が本要項に定める基本的事項に反するなど、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、前段ただし書の場合及び市会が議案を否決した場合であっても、指定候補者が防災センターの管理運営の準備のために支出した費用、提出した事業計画案等への対価については、補償しません。

9 募集要項の遵守

指定候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

10 問合せ先

京都市消防局安全救急部市民安全課

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

電 話 075-212-6692

FAX 075-252-6356

申請書添付書類一覧

I 応募者の概要、財務の状況等

書類No	提出書類	様式等	部数
I-1	誓約書	[第2号様式] ※押印する印鑑は、申請書及び書類I-5と同一のものを使用すること。	2
I-2	団体の概要が分かる書類	(1) 団体概要 [様式任意] ※設立目的、設立年月日、沿革、活動理念等について記載されたもの	2
		(2) 役員名簿 [様式任意] ※既存のもので可。ただし、他法人の役員を兼ねている場合は、その法人名及び役職を記載する。	2
		(3) 事業概要 [様式任意] ※実施している事業の具体的な内容について記載されたもの（事業報告書等）	2
		(4) 組織体制 [様式任意] ※組織の機構、職員（非常勤を含む。）の区分及び人数について記載されたもの	2
		(5) 団体運営に関する資料 [様式任意] ※経営理念、方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制等が分かるもの	2
		(6) 監査指摘等の状況 [様式任意] ※過去3年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する。	2
I-3	定款又は寄付行為	[様式任意] ※最新のもの	2
I-4	法人登記事項証明書	現在事項全部証明書 ※申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
I-5	印鑑証明書	※申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
I-6	納税証明書等	※次に掲げる税等の未納がないことの証明（平成17年4月1日以降に発行された直近2年分の原本） ア 法人税又は所得税 イ 消費税 ウ 法人住民税及び固定資産税 エ 水道料金及び下水道使用料	1
I-7	決算書等	[様式任意] ※最近3年間の決算書類 ※法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 ※現在運営（運営受託施設を含む。）施設の決算書類を含む。	2
I-8	運営実績	[様式任意] ※類似の教育施設や訓練施設の運営実績について記載する（運営を受託している事業を含む。） ※施設の特徴等を含む運営実績、パンフレット等があれば添付する。	2

II 事業運営に関する計画

書類No	提出書類	様式等	部数
II-1	基本方針・経営計画	[様式任意] ※今回募集する施設における管理運営の理念、基本方針及び指定期間における経営計画について具体的に記載する。	2
II-2	市民指導の体制	[様式任意] ※防火防災指導を効果的に行うため、どのような経験や資格を有する職員等を確保するかについて記載する。 ア 人材確保、採用計画 イ 職員の数、専門的な知識、技能等 ウ 業務における職員の配置計画 など	2
II-3	対象別指導方法	[様式任意] ※各種団体に対する、それぞれの防火防災指導の考え方について記載する。 ア 幼少年 イ 一般団体 ウ 自主防災組織 エ 事業所自衛消防隊 など	2
II-4	安全管理	[様式任意] ※体験学習に係る事故防止策について具体的に記載する。	2
II-5	資質の向上	[様式任意] ※職員の知識及び技能向上のため、どのような取組を行うかについて具体的に記載する。	2
II-6	啓発事業の内容	[様式任意] ※防火防災意識の普及啓発に係る各種イベント、講演会等、実施しようとする事業の内容を具体的に記載する。	2
II-7	情報提供・発信	[様式任意] ※インターネットによる情報発信、広報媒体の作成計画等の内容を具体的に記載する。	2
II-8	普及啓発方法	[様式任意] ※新たな普及啓発方法及び提案について具体的に記載する。	2
II-9	意見の反映	[様式任意] ※利用者等の意見を反映させるための取組について具体的に記載する。 ア 利用者ニーズの把握方法及びサービスへの反映方法 イ 苦情の受付及び対応の方法など	2
II-10	個人情報保護の体制等	[様式任意] ※個人情報保護及び情報公開に関する必要な措置について具体的に記載する。	2
II-11	防災対策等	[様式任意] ※火災、地震等の災害発生時の対応について、来館者保護の体制について具体的に記載する。	2
II-12	来館者増加策	[様式任意] 来館者増加のための取組について記載する。	2

Ⅲ 経済性

書類 No	提出書類	様式等	部数
Ⅲ-1	管理運営	<p>[様式任意]</p> <p>管理運営に係る見積額を具体的に記載する。 (給料手当, 福利厚生費, 建物施設の維持管理費, 指導業務費, その他の事務費等について, 平成18年度から平成22年度まで の5年度分)</p> <p>※団体, 所在地及び代表者の押印があるもの ※見積額の算出に係る業務内容等については, 説明会の席上で説明</p>	2

京都市市民防災センター指定管理者の選定に係る審査項目及び評価の視点

審査項目		評価の視点
応募者の状況	申請者の財務状況	財務基盤の健全性, 安全性
	同種事業の実績	教育, 訓練施設運営の的確性, 能力
事業運営に関する計画	施設運営の考え方	管理運営の理念, 基本方針及び指定期間における経営計画の内容 (方針と計画の明確性と適正さ) 効果的な教育訓練指導を行うための職員配置体制(サービスの質の確保の適正さ)
	市民に対する防災教育に関する計画	防災指導を行うための専門的な知識や経験を有する者の人材確保(提供するサービス内容の的確性) 英会話, 手話による簡単な日常会話ができる者が常駐する体制(要配慮者に対する指導体制) 年齢, 対象者別防火防災指導の内容(指導内容の的確性, 充実度, 指導マニュアル策定等の配慮) 各種体験コーナーにおける安全管理に関する考え方(安全確保に関するマニュアル策定等の配慮) 職員の知識及び技能向上のための効果的な取組方法(管理運営職員による職員教育の考え方, 手法) 各種イベント, 講演会の開催計画及び内容(消防行政と連携を密にした事業の展開, 方向性, 内容の適正さ) インターネット等による情報発信, 広報媒体の作成計画(消防行政の方針に沿った情報発信が可能か, 具体性) 新たな普及啓発方法の提案(消防行政の補完となるような, より効果的なサービスの提供)
	防災知識の普及啓発に関する計画	入館者の意見の把握とサービス内容改善のための取組(サービス向上のための具体性, 実現性) 情報公開と個人情報保護に関する措置内容(個人情報保護の適正な取扱いと透明性の確保)
	市民に対するサービス向上に向けた計画	日常の防災対策と災害発生時の対応についての方策(危機管理体制の具体性)
	個人情報保護の体制	来館者増加のための措置内容(具体性と実現性)
	日常の防災対策と災害時の対応	経費積算の妥当性, 効率性(効率的かつ適正な質の確保)
	来館者増加の取組	提示金額の妥当性
	管理運営経費	
	経 済 性	

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定について下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 申請団体の名称	印
(ふりがな) 代 表 者 名	印
(ふりがな) 主たる事務所の所在地	
申請する施設の名称	京都市市民防災センター

(あて先) 京 都 市 長

(申請団体)

所 在 地

団体の名称

代 表 者

印

誓 約 書

京都市市民防災センター指定管理者の申請に当たり、募集要項の応募資格に定める次の要件を満たしていることを誓約します。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者であること。
- (2) 次に掲げる要件に該当しない者であること。
 - ア 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者
 - イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
 - ウ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - エ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - オ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員であることのほか、指定管理者としてふさわしくない者

<参照条文>

○ 刑法

(競売等妨害)

第96条の3 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(贈賄)

第198条 第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(1) 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。